

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成31年2月19日

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏 名 株式会社ミナミ
代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日	平成31年2月19日	許可番号	館福環-3390
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	中間処理施設 (法施行令第7条第8の2号に定める木くずの破碎施設：移動式) 木くず		
設置場所	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1 (駐機場所)		
処理能力	26.2 t/時、209.6 t/日 (26.2 t × 8時間 × 1基)		
許可の条件	発生事業場内で行うこと		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、大館保健所に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		